“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

第78号
2014. 4. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

# 多面的機能支払制度へ

農悠久の里（益田市）

平成２６年度から農地･水保全管理支払交付金が多面的機能支払に変わります。

活動組織の皆さんには、平成２６年度中に新制度（多面的機能支払）への移行の手続きが必要となります。市町村と協議の上、速やかな移行をお願いします。

**平成25年度**

**農地･水保全管理支払**

| | | |
|---|---|---|
| 共同活動支援交付金 | **農地、水路等の日常管理活動**（水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充） | |
| | **施設の軽微な補修や農村環境保全のための共同活動**（水路の目地詰め、植栽による景観活動など） | |
| 向上活動支援交付金 | **施設の長寿命化のための活動**（素堀水路からコンクリート水路への更新など） | |

**平成26年度**

**多面的機能支払**　（単位：円/10a）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①農地維持支払（創設） | 田 | 3,000円 | **■地域資源の基礎的保全管理活動**（水路の泥上げ、農道の路面維持等）<br>**■地域資源の適切な保全管理のための推進活動**（保全管理構想の作成） |
| | 畑 | 2,000円 | |
| | 草地 | 250円 | |
| ②資源向上支払の共同活動（組替） | 田 | （1,800円）2,400円 | **■施設の軽微な補修**<br>**■農村環境保全活動**<br>**■多面的機能の増進を図る活動** |
| | 畑 | （1,080円）1,440円 | |
| | 草地 | （180円）240円 | |
| ③資源向上支払の長寿命化（現行どおり） | 田 | 4,400円 | **■施設の長寿命化のための活動**（素堀水路からコンクリート水路への更新など） |
| | 畑 | 2,000円 | |
| | 草地 | 400円 | |

（　）共同活動を5年継続地区又は長寿命化に取り組む地区は75%単価

※②の多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合は、単価･75%単価ともに5/6単価が適用になります。（2,400円→2,000円、（1,800円→1,500円など））

**※平成25年度に共同活動支援交付金に取り組まれている組織については、①農地維持支払と②資源向上支払（共同活動）両方への移行となります。**

【活動期間】平成 26 年度～平成 30 年度の５年間
（なお現行協定の残期間（平成 28 年度まで）とすることも可能です。）

【提出書類】現行の協定内容（取組面積や対象施設等）に変更がない組織については、追加活動申請書のみを提出。
（※追加活動とは、①の■地域資源の適切な保全管理のための推進活動と②の■多面的機能の増進を図る活動です。）

## ①農地維持支払

■地域資源の基礎的保全活動

農用地、農業用施設の点検、年度活動計画の策定、基礎的な保全活動（草刈り、泥上げ、砂利の補充など）、事務研修

■地域資源の適切な保全管理のための推進活動（H26 年度からの追加活動）

農用地、農業用施設等の地域資源をこれからどのように保全管理していくか、体制や方法を組織の皆さんで話し合い、協定期間中に保全管理構想を作成し市町村へ提出します。

## ②資源向上支払（共同活動）

①農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

■施設の軽微な補修

農用地、農業用施設の機能診断、水路などの農業用施設の軽微な補修、機能診断・補修技術等の研修

■農村環境保全活動

５テーマの中から選択

景観形成のための施設への植栽、田んぼの生き物調査など

■多面的機能の増進を図る活動（Ｈ２６年度からの追加活動）

防災・減災力の強化や農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動又は農村環境保全活動を１テーマ以上追加して実施）など

## ③資源向上支払（長寿命化）

年次的な活動計画に基づき、自主施工や委託施工により、水路などの農業用施設の補修・更新等を実施。

**新制度では**

- ✧ ①農地維持支払と②資源向上支払（共同活動）は一括して会計経理します。（H25 年度までの共同活動の通帳へ入金）更に、必須活動を実施したうえで、活動計画書に位置づけることで他方の活動も実施が可能です。
- ✧ ①農地維持支払、②資源向上支払（共同活動）、③資源向上支払（長寿命化）は予算の繰越が可能です。（但し、③長寿命化については、原則毎年度使い切りとし、やむを得ず交付金が残った場合のみ繰越をしてください。）
- ✧ ①農地維持支払、②資源向上支払（共同活動）、③資源向上支払（長寿命化）とも４月１日からの活動が対象です。（活動記録、領収書を取っておいてください。）

活動組織の皆さんへは、新制度の説明や移行の手続き等について、市町村毎に説明会が ３ 月中旬から開催されています。

移行の手続きについては、申請書類が簡易なものとなっていますので、お忙しい中とは思いますが、農地･水対策に取り組まれている全組織が新制度に移行していただきますようお願いします。

なお、移行手続きの詳細については、ネットワーク通信等でお知らせしていきます。

## 平成25年度　農地・水保全管理対策<br>中国四国農政局長特別賞　表彰式

堤田農地と水環境保全活動組織では、３月３日(月)に津和野町堤田公民館おいて、中国四国農政局農地整備課山本室長を迎え、「平成 25 年度農地・水保全管理対策　中国四国農政局長特別賞」の表彰式が行われました。

## 検討委員会(第三者委員会)を開催

本対策がより効果的に進められるよう、各地域での活動を評価し、活動組織等に対して指導や助言等を行う第３者委員会「島根県農地・水保全管理支払交付金検討委員会」を設置しています。今年度第２回目の検討委員会を３月１０日（月）に松江市で開催しました。

当日は、会長の濱田島根大学名誉教授はじめ６名の委員に出席していただき、「今年度の取組状況」、「活動組織へのアンケート調査結果」、「中国四国農政局長特別賞受賞組織の活動事例紹介」「多面的機能支払制度」などについて県や協議会事務局からの説明を受け、委員からの活発な議論及び助言がありました。

主な意見、助言は次のとおりです。

- ■この制度に取り組むには、一定の規模や人材が必要だ。
- ■事業名が紛らわしいので、ネーミングを工夫して欲しい。
- ■地域住民が子供たちに農業や伝統文化を体験させることで、子供たちが地域を思い、地域にとどまったり、一度外に出ても帰って来る気持ちになったりすることにつながるのではないか。
- ■日本型直接支払制度や中間管理機構制度は国民がスポンサーなので、農家だけでなく一般の人にも理解してもらうことが必要である。
- ■本制度には、保全活動を通じて農村のつながりを再構築させる副次的効果がある。

島根県では、検討委員会でいただいたご意見や助言を今後の活動の推進に役立てていきます。

## 平成 25 年度農地･水保全管理支払交付金の抽出検査が行われました

３月 19 日、２０日の両日、中国四国農政局による共同活動支援交付金、農地･水保全管理支払推進交付金の抽出検査が行われ、益田市、浜田市、出雲市から３組織、及び島根県農地･水・環境保全協議会が受検しました。

検査では

- ■国の予算執行にかかる地域協議会の平成２４年度の運営状況
- ■共同活動支援交付金に係る平成２４年度の実施状況の確認
- ■金銭出納簿、証拠書類等

の確認が行われました。

３組織及び協議会とも、適切に活動や会計処理が行われていることが確認されました。

また、活動組織に向けては、平成２６年度から始まる多面的機能支払交付金についての説明も行われました。

# 活動組織の皆さんへ

各活動組織では実施状況報告、金銭出納簿等の作成や１年間の書類の整理をされている時期だと思います。大半の組織では、活動写真や作成された書類一式をパソコンでデーター管理されているのではないでしょうか。「急にパソコンが動かんやになったわ。」「初めからのデーターが入っとったに・・・」という事のないように、データーのバックアップ(CD やUSB へ保存)を行っておきましょう。

ちょっと一息
おたよりコーナー

## 大きな雷魚にビックリ
### 鳥井環境保全会(大田市)

鳥井環境保全会では、東池で来年度県単事業でため池の改修工事が予定されており、調査のためこの冬池の水抜きを行いました。
それを機に外来種の駆除を島根県大田耕地事業所、大田市の協力を得て行いました。
当日は、胴長を付け網を片手に池に入り、リレー方式で捕獲した雷魚を陸にあげていきました。子供たちも「こんな大きな魚がいたの！？」とビックリです。雷魚は小さな魚を食べてしまい、今まで棲んでいた魚がいなくなってしまうことなどを大田市の方から話していただき、コイ、フナの稚魚は、大きくなるようにと再度池に放して作業を終了しました。

「鳥井環境保全会」の皆さん寒い中の活動お疲れ様でした。子供たちも、生態系を守っていくことの大切さに気づく良い経験になったのではないでしょうか。

**活動事例募集中！**

あなたの組織の活動をネットワーク通信で紹介してみませんか。組織の紹介でも構いません。
「原稿を書くのはどうも・・・」と思われれば、お話を伺ってこちらで記事をまとめます。
「ウチの活動を紹介してみよう」と思われる方は、まずはお気軽にお電話ください。
TEL（0852）32-4141、メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp
水土里ネット島根「ネットワーク通信」係まで

**～担当者の声～**

つい先ごろまで寒風が吹いていましたが、いつの間にか桜も咲き始め春らしい季節になりました。新年度、農地・水保全管理支払制度は、新たに創設された日本型直接支払制度のひとつ、多面的機能支払制度に衣替えしてスタートします。新しい制度については、地域の皆様の声を国へ届けた結果、交付金交付ルート一本化や予算繰越など、より柔軟な制度となりました。農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮となるよう地域資源の保全管理の取組を推進していきますのでご協力をよろしくお願いします。(協議会　K)

～農地・水保全管理支払交付金・多面的機能支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会
〔事務局〕水土里ネット島根　　Tel 0852-32-4141　Fax 0852-24-0848
http://www.nouchimizu-shimane.jp
◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ　　Tel 0852-22-6262
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/
◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。

環境サポート江畑(安来市)